

人 事 異 動 内 示

(青 森 県)

発 令 事 項	現 職	氏 名
交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括副参事 (併任)	教育庁スポーツ健康課長	坂本 雄大
交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括主幹 (併任)	教育庁スポーツ健康課 総括主幹	中舘 大輔
交通・地域社会部 地域交通・連携課 主査 (併任)	教育庁スポーツ健康課 主査	青山 紫穂
(以上5月1日付)		
財務部 財産管理課長 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括副参事兼務)	財産管理課長	八木 靖弘
県土整備部 都市計画課長 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括副参事兼務)	都市計画課長	垂井 祐司
財務部 財産管理課 総括主幹 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括主幹兼務)	財産管理課総括主幹	石橋 徹
県土整備部 都市計画課 総括主幹 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 総括主幹兼務)	都市計画課総括主幹	櫻田 雅彦
財務部 財産管理課 主幹 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 主幹兼務)	財産管理課主幹	三上 勇樹

発 令 事 項	現 職	氏 名
県土整備部 都市計画課 主幹 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 主幹兼務)	都市計画課主幹	工藤 智也
財務部 財産管理課 主査 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 主査兼務)	財産管理課主査	川原 友孝
県土整備部 都市計画課 (交通・地域社会部 地域交通・連携課 兼務)	都市計画課	舘岡 静也
(以上5月1日付)		

知事部局及び教育庁の職員で構成される「県営野球場整備検討プロジェクトチーム」の設置（別添の設置要綱を参照）に伴い、教育庁職員を知事部局職員として併任するとともに、知事部局の関係職員を同プロジェクトチームの事務局となる交通・地域社会部地域交通・連携課に兼務させるものです。

なお、同プロジェクトチームの業務等に関しては、下記に連絡してください。

○交通・地域社会部 地域交通・連携課

電 話 017-734-9147 (内線 2722)

担当者 副参事 小玉 直史

報道機関用提供資料（連絡先）		
担 当 課	人 事 課	
担 当 者	人事課長 菊池 滋	
電 話 番 号	内線	2025
	直通	017-734-9045
報 道 監	総務部次長 三浦 猛史	

令和6年4月30日

人事異動一覧

(青森県教育委員会)

異動内容	現職	氏名
スポーツ健康課総括副参事 (併任)	財産管理課長	八木 靖弘
スポーツ健康課総括副参事 (併任)	地域交通・連携課長	角田 真士
スポーツ健康課総括副参事 (併任)	都市計画課長	垂井 祐司
スポーツ健康課副参事 (併任)	地域交通・連携課副参事	小玉 直史
スポーツ健康課総括主幹 (併任)	財産管理課総括主幹	石橋 徹
スポーツ健康課総括主幹 (併任)	地域交通・連携課総括主幹	山田 大介
スポーツ健康課総括主幹 (併任)	都市計画課総括主幹	櫻田 雅彦
スポーツ健康課主幹 (併任)	財産管理課主幹	三上 勇樹
スポーツ健康課主幹 (併任)	都市計画課主幹	工藤 智也
スポーツ健康課主査 (併任)	財産管理課主査	川原 友孝
スポーツ健康課主事 (併任)	地域交通・連携課主事	三浦 政宣
スポーツ健康課技師 (併任)	都市計画課技師	舘岡 静也
(以上5月1日付け)		

知事部局及び教育庁の職員で構成される「県営野球場整備検討プロジェクトチーム」の設置（別添の設置要綱を参照）に伴い、知事部局職員を教育庁職員として併任するものです。

なお、同プロジェクトチームの業務等に関しては、下記に連絡してください。

○交通・地域社会部 地域交通・連携課

電 話 017-734-9147（内線 2722）

担当者 副参事 小玉 直史

報道機関用提供資料（連絡先）		
担 当 課	職員福利課	
担 当 者	人事法規グループ 総括主幹 船水 泰仁 主 査 岩川 文哉	
電 話 番 号	内線	3034・3035
	直通	017-734-9915
報 道 監	教育次長 早野 英明	

県営野球場整備検討プロジェクトチーム設置要綱

・地域交通・連携課
・スポーツ健康課
において制定

(目的)

第1 新県営野球場基本計画の策定に向け、庁内関係部局及び外部有識者の意見集約等を効果的に行い、仕様等各種課題の検討を行うため、県営野球場整備検討プロジェクトチーム（以下「検討P T」という。）を設置する。

(構成員)

第2 検討P Tの構成員は、次に掲げる課の長及び当該長が指定する職員とする。

- 一 財務部財産管理課
- 二 交通・地域社会部地域交通・連携課
- 三 県土整備部都市計画課
- 四 教育庁スポーツ健康課

2 構成員の任期は、新県営野球場基本計画を策定するまでとする。

(チームリーダー)

第3 検討P Tにチームリーダーを置き、地域交通・連携課長をもって充てる。

2 チームリーダーは、検討P Tの事務を総括し、検討P Tを代表する。

(サブリーダー)

第4 チームリーダーは、検討P Tにサブリーダーを置くことができる。

(所管事項)

第5 検討P Tは、新県営野球場基本計画の策定に向けて、外部有識者等からなる「県営野球場整備検討会議」を主催し、仕様、規模、設置場所等を検討するなど、当該計画の策定に係る事務を所管する。

(事務局)

第6 検討P Tの事務局は、交通・地域社会部地域交通・連携課に設置する。

(その他の事項)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討P Tの組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。